

地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 421 号

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第 6 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、<u>大阪府知事</u>が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(業績手当)</p> <p>第 6 条の 2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業績手当の額は、理事長が定める基準により <u>大阪府知事</u>が行う評価の結果に応じて定めた額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成 20 年規程第 9 2 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(報酬の特例)</p> <p>2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100</p>	<p>(賞与)</p> <p>第 6 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、<u>大阪府地方独立行政法人評価委員会</u>が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(業績手当)</p> <p>第 6 条の 2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業績手当の額は、理事長が定める基準により <u>大阪府地方独立行政法人評価委員会</u>が行う評価の結果に応じて定めた額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成 20 年規程第 9 2 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(報酬の特例)</p> <p>2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額か</p>

分の2に相当する額を減じた額とし、令和3年4月1日から理事長が別に定める日までの間においては、理事長にあつては、その100分の14、副理事長にあつては、その100分の6に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。

附 則（平成23年規程第160号）

1～2（略）

3 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成20年規程第92号）附則第2項の適用にあつては、「100分の2」とあるのは「理事長にあつては、その100分の14、副理事長にあつては、その100分の6」と読み替えて適用する。

4（略）

ら、100分の2に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。

附 則（平成23年規程第160号）

1～2（略）

3 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成20年規程第92号）附則第2項の適用にあつては、「令和3年3月31日」とあるのは「理事長が別に定める日」と、「100分の2」とあるのは「理事長にあつては、その100分の14、副理事長にあつては、その100分の6」と読み替えて適用する。

4（略）

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、令和3年4月1日から適用する。

地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 429 号

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則（平成 20 年規程第 9 2 号） （施行期日） 1 （略） （報酬の特例） 2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100 分の 2 に相当する額を減じた額とし、令和 3 年 4 月 1 日から理事会が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の 6 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。</p>	<p>附 則（平成 20 年規程第 9 2 号） （施行期日） 1 （略） （報酬の特例） 2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、第 4 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100 分の 2 に相当する額を減じた額とし、令和 3 年 4 月 1 日から理事長が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の 6 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。</p>

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。